

令和 7 年 12 月 18 日(木)

【照会先】

大分労働局労働基準部賃金室
室長 竹内由香里
地方賃金指導官 德部 典子
(電話)097(536)3215 内線 640

報道関係者 各位

最低賃金周知のための街頭啓発の実施について

~ 書道パフォーマンスと「たしかめたん」で最低賃金改正の呼びかけを行います ~

大分労働局（労働局長 あきやままさき 秋山雅紀）は、管内事業場において改正された最低賃金の周知を図るため、令和 8 年 1 月 5 日に、下記のとおり、出勤途中の県民等に対してリーフレットの配布等の街頭啓発を実施します。

大分県最低賃金は、令和 8 年 1 月 1 日から 1 時間 1,035 円に金額改正されます。

最低賃金の引上げ額 81 円は過去最大となったところであり、これまで大分労働局等が県民に対して広報活動を実施したほか、関係団体等への要請等も行いました。改正決定から施行まで約 3 か月で周知を行ってきましたが、施行後初めての出勤日となる方も多いと思われる 1 月 5 日に、改めて周知を行うこととしたものです。

当日は大分高等学校書道コースの皆様の書道パフォーマンスを行います。厚生労働省労働基準局の広報用キャラクター「たしかめたん」も応援に駆け付けて、大分労働局職員のほか大分県、大分市の職員、大分高等学校書道コースの皆様で協力してリーフレット等を配布して最低賃金遵守のお願いを行うこととしています。

記

1 日 時 令和 8 年 1 月 5 日（月） 7 時 55 分から 8 時 30 分頃まで

当日のタイムスケジュールは、別紙の要綱参照

2 実施場所 J R 大分駅府内中央口（北口）駅前広場

所 在 地 大分市要町 1 - 1

（雨天時は順延）

3 街頭啓発の内容

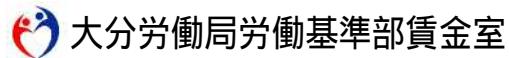
大分県最低賃金が1時間1,035円に改正されたことを周知する。

たしかめたん

厚生労働省労働基準局が所掌する施策の広報を行う「亀(かめ)」のキャラクター



最低賃金周知のための街頭啓発要綱



1 改正される大分県最低賃金を県民に広く周知して、事業場で労働者を雇用する場合の最低賃金額以上での支払いを確保するためのものである。

2 実施日等

(1) 実施日時 令和8年1月5日(月) 7時55分から8時30分頃まで

(2) 実施場所 大分駅府内中央口(北口) 駅前広場(雨天の場合に翌1月6日に延期)
〔所在地〕大分市要町1-1

(3) 集合場所 同上(別紙参照)

(4) 集合時刻 午前7時30分

(5) 出席者 大分労働局長ほか大分労働局職員3名
大分高等学校普通科書道コース 教諭、学生
着ぐるみ「たしかめたん」
大分県 職員
大分市 職員

3 タイムスケジュール

7:30 大分駅前に集合、点呼、のぼり旗等設置確認

7:55 大分労働局長挨拶

8:00 書道パフォーマンス開始

8:05 大分労働局職員の掛け声で通勤者などに広報資料を配布開始

8:30 見込 広報資料500部がなくなり次第終了

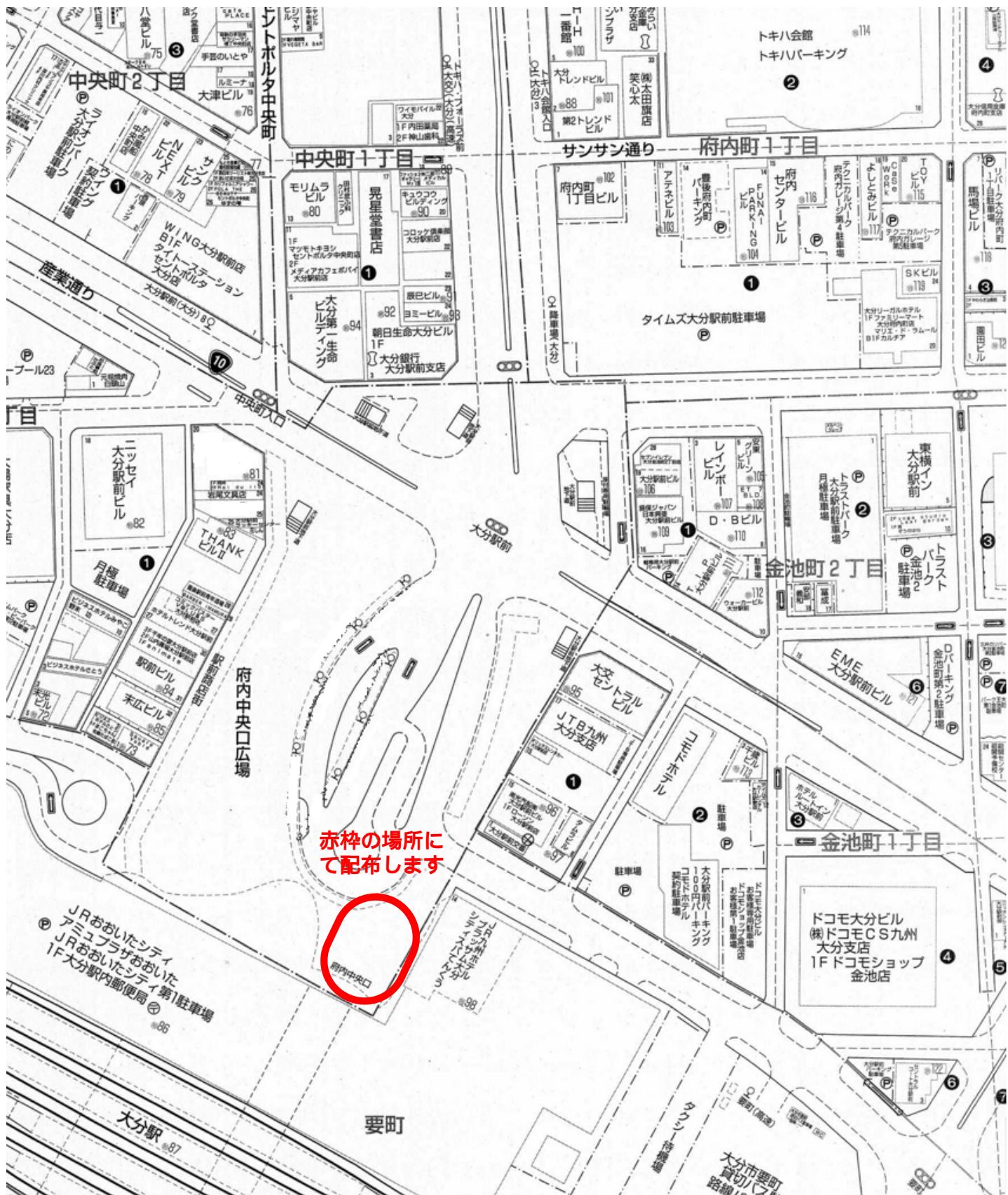
4 報道関係者への対応

当日、現地で労働局長が取材に応じる。

5 担当課 大分労働局労働基準部賃金室

取材申込期限	電話番号	担当
令和7年12月26日まで	097-536-3215	竹内、徳部

別添 1



大分県の最低賃金

大分県最低賃金

しんけん
チェック

令和8年
1月1日から
時間額

1,035円



厚生労働省労働基準局
マスコットキャラクター
「たしかめたん」

大分県内で働くすべての労働者に適用されます。ただし、下記の特定(産業別)最低賃金対象業種に該当する場合には、当該最低賃金が適用されます。

特定最低賃金(時間額)

令和7年12月25日から

鉄鋼業

銑鉄鋳物製造業、鋼板の
切断加工、鉄スクラップ
処理業など



1,176円

非鉄金属製造業

銅の製錬、アルミの再生、
電線・ケーブルの
製造業など



1,116円

電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業

家庭用・業務用の
電気機械器具、携帯電話や
ICなどの製造業



1,066円

自動車・同附属品製造業、 船舶製造・修理業、舶用機関製造業



造船、船の修理、
自動車・自動車部品の
製造業など

1,055円

自動車(新車)小売業

自動車新車の
販売業



1,061円

各種商品小売業



令和7年度は改正がありませんでした。

令和8年1月1日から
大分県最低賃金

1,035円 が適用
されます。

適用除外

ただし次に掲げる者は、特定(産業別)最低賃金から除外され、大分県最低賃金が適用されます。

- ①18歳未満又は65歳以上の者
- ②雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者

- ④電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の
 - I.手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、穴あけ、ねじ切り、かしめ、洗浄、電線はく離、塗油、取付け、バリ取り、組線、捺印、はんだ付け、ラベルはり、選別又は検数の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者
 - II.手作業で行う袋詰め、箱詰め又は包装の業務に主として従事する者

まずは相談して
みましょう。

※最低賃金に算入されない賃金…①精皆勤手当、通勤手当、家族手当 ②臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
③時間外・休日・深夜労働割増賃金 ④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)



業務改善
助成金
サイト



キャリア
アップ
助成金
サイト



大分労働局
ホーム
ページ

